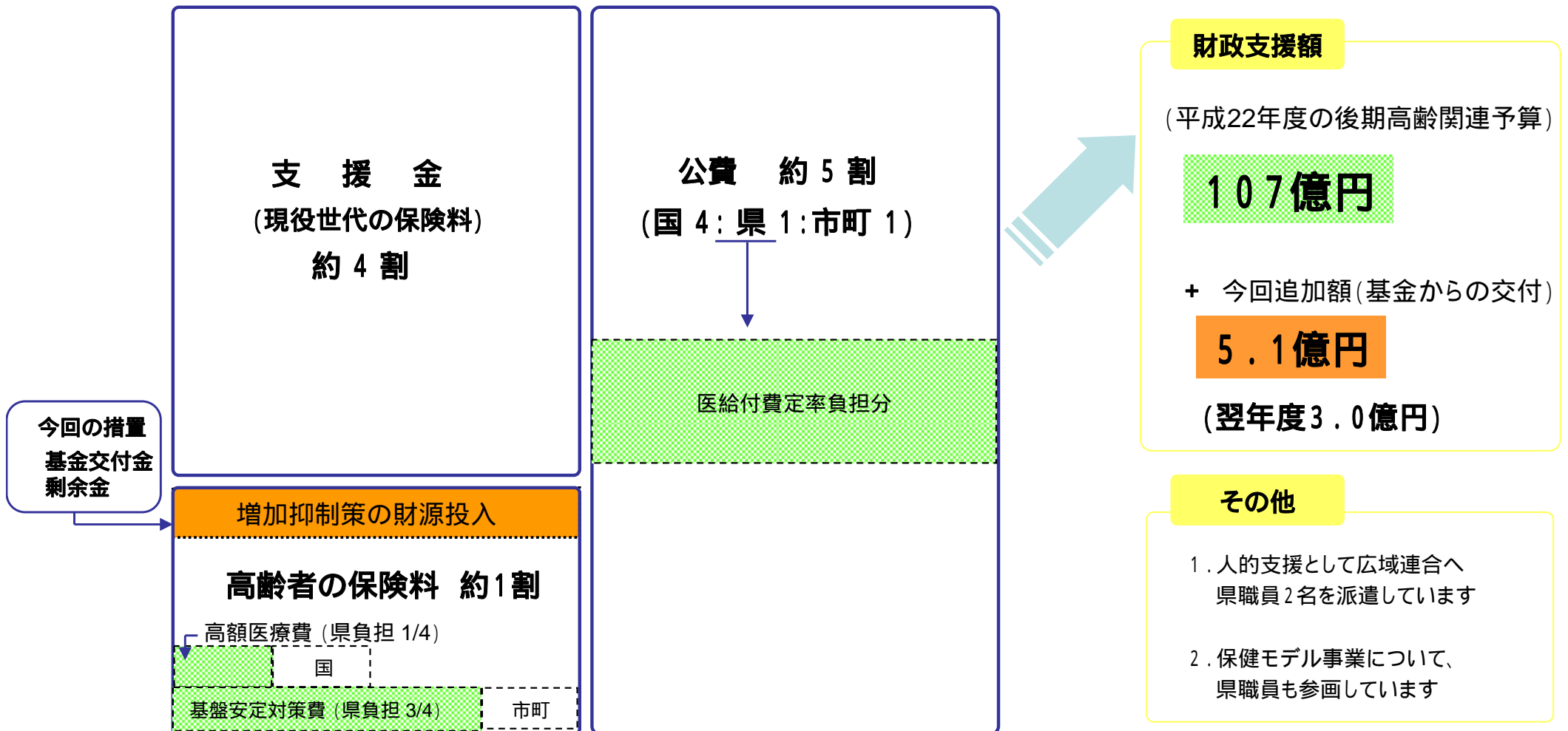


後期高齢者医療制度の県支援

高齢者の方々の医療費をはじめ、国民の医療費は、国民全体で支える皆保険制度により運営されています。後期高齢者医療制度は、高齢者の方々が、かかった医療費の一部を医療機関の窓口で負担し、それ以外の費用は次のような財源構成となっています。

【後期高齢者医療制度の財源構成図】



(注) 剰余金は、滋賀県後期高齢者医療広域連合の第1期(H20・H21)に基づく財政運営の結果生じた財源です。

後期高齢者医療財政安定化基金による支援

2期(平成22、23年度)の後期高齢者医療保険料の増加抑制のために、滋賀県後期高齢者医療広域連合に対し、県が設置している財政安定化基金から交付金を交付することになりました。

当基金を活用すること等により、第2期(H 22・23年度)保険料を、約12%の伸びを約3.2%に抑制しました。

	1人あたり保険料	伸び率
[1期 20・21年度]	54,369円	-

[2期 22・23年度]

抑制措置なし	60,870円	12.0%
基金等活用	56,103円	3.2%

基金等活用は、後期高齢者医療財政安定化基金の交付金8.1億円と、滋賀県後期高齢者医療広域連合の剰余金9.7億円を活用します。

広域連合の保険財政の安定化を図るため、都道府県が設置する財政安定化基金について次の活用を行う。

1. 保険料の未納に対する資金の交付・貸し付け
2. 想定を上回る給付費の増加等に対する資金の貸し付け
- 新** 3. 保険料の増加抑制措置として、資金の一部交付

